○文部科学省告示第百十三号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表下欄の員数に改める。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（古文書の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
石清水八幡宮文書　八百十巻、三百六十八冊、二十一帖、八百九十七通、五幅、十鋪、十一顆	昭和三十六年文化財保護委員会告示第三号及び平成十一年文部省告示第百三十九号	石清水八幡宮文書　七百九十六巻、五幅、二十一帖、三百六十八冊、千二十五通、十鋪、十一顆	宗教法人石清水八幡宮	京都府八幡市八幡高坊三〇

○文部科学省告示第百十四号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表下欄の員数に改める。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（歴史資料の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
蝦夷三官寺国泰寺関係資料 一、文書・記録類　二百九十五点 一、経典類　五百二十五点 一、器物類　十二点	平成十七年文部科学省告示第八十七号	蝦夷三官寺国泰寺関係資料 一、文書・記録類　二百九十二点 一、経典類　五百二十五点 一、器物類　十二点	宗教法人国泰寺	北海道厚岸郡厚岸町湾月町一―一五

○文部科学省告示第百十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（絵画の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
浄土曼荼羅絹本著色掛幅（伝法橋慶舜筆）　一幅	明治三十年内務省告示第八十八号	絹本著色当麻曼荼羅図　一幅	絹本著色当麻曼荼羅図（伝法橋慶舜筆文亀本）　一幅 絹本著色当麻曼荼羅図（貞享本）　一幅	宗教法人當麻寺	奈良県葛城市當麻一二六三